早期復職 制度で促す

欧州の安心 ❖心を癒やす 中

オランダ 労使の努力 適正か点検

心の病による休職者の増加は、先進国が共通に抱える問題だ。欧州各国でも模索が続くなか、オランダでは、できるだけ早く復職させるために、雇用主と従業員の双方が努力することを「義務づける」制度が実施されている。

「休職中も定期的に支援してもらえる態勢が整っていたお陰で、心強かったです」

自動車事故や故障に対応するコールセンターの責任者として、オランダ北部のアッセン市で働くカロリン・ヤンセンさん（仮名、48）は昨年5月、抑うつ状態や不安障害を訴え、休職した。無理な夜勤がたたっても食べられなくなり、数週間で体重が12キロ減ったうえ、家で寝込む日が続いていた。

ヤンセンさんから報告を受けた会社はすぐに、従業員の健康管理を委託する民間の「産業保健サービス」に連絡。3週間後には、同サービスに所属する専門の産業医が、復職に向けた復職計画を作った。会社は、ヤンセンさんの心理療法の費用を持ったほか、負担が少ない職場に配置転換。現在も数週間に1度、回復具合と今後の見通しを産業医と相談している。

一方のヤンセンさんも、心理療法に定期的に通う復職計画にのっとり、数カ月間休職した後に復帰。徐々に勤務時間を増やしながら、完全復職に向けた努力を重ねている。

「門番」で絞り込み

制度の確立までは、試行錯誤があった。オランダでは、休職後も復職できない人は、障害給付金の支給対象になる。しかし認定要件が甘く、かつては労働人口の7人に1人が給付金の受給者という異常事態を迎えていた。

そこで02年から、労働者が安易に障害給付金支給の対象になるのを防ぐ「門番法」と呼ばれる法律が施行された。「門番」役は、国の行政法人「労働者保険事業団」と、専門医である「産業医」が担う。従業員が休職中、雇用主が給料の70％以上を支払わなければならない期間も、最長1年から2年に延ばした。

2年たっても復職できない従業員が事業団に障害給付金支給を申請すると、担当の医師と労働評価の専門家が2年間のリハビリ記録を詳しく点検する。

事業団が、復職に向けた雇用主の努力を不十分と判断した場合は、障害給付金の支給を最長1年間遅らせ、引き続き給料を支払わせる。一方、従業員の取り組みが足りないと判断した場合は、給付金を減額する。

経済的メリット大

同事業団北部支社のベルト・コーネリアス医師は「この制度が始まって以来、障害給付金の受給者は激減した」と認める。90年に約90万人いた給付金の受給者数は08年、約60万人に減少。08年の申請数約5万件のうち、約1万7千件が却下された。

約20万の中小企業が加盟する経営者団体「MKB」のマリオ・ミエロ労働政策担当は「休職の原因が企業にない場合は不公平だと思うが、基本的にオランダは労働人口が足りない。雇用主側としても、休職者が障害給付金に移行せず、復職する方が経済的メリットも大きい」とこの制度を歓迎する。

産業医に強い権限

国も、やみくもに給付金減らしを進めているわけではない。科学的根拠のある復職支援策を担保するために、もう1人の門番役である産業医に大きな権限を与えている。

約2千人の産業医で構成するオランダ産業医学会は00年、「復職支援のための指針」を作った。指針は、症状のどこに注目すべきか、段階的にどのような治療を踏むべきかなどを定めている。

学会が、指針通りに患者を診た場合を従来と比べたところ、指針に沿った方が17日早く復職し、病気の再発回数も少なかった。こうした臨床研究を重ね、指針の精度を高めた結果、復職率は従来の5割から8割に上がった。

指針をまとめたフローニンゲン大のジャック・クリンク教授によると、産業医になるには医学部を卒業後、4年間の研修が必要なうえ、週に24時間以上患者と接する、5年おきに実績記録を提出しなければならないなど、高い専門性が求められる。長期間の休職と復職の判断は、必ず産業医の診断が必要とされる。

「指針ができる前は、各医師が独自のやり方で復職支援を進めていて、休職期間が長引くなど、あまりいい結果が出なかった。完全に回復するまで休職させるのではなく、仕事に戻れると産業医が判断した時点で復職させるなど、指針の内容が国の施策にも採用された。現在は、効率的に復職支援が図れている」と評価する。（岡崎明子）

ヤンセンさん（手前中央）を中心に、復職について話し合う産業医や職場の担当者ら＝オランダ・アッセン市、岡崎写す

日本の事業所 産業医の選任は4分の3

産業医は、労働者が健康で快適に働けるよう専門的立場から指導や助言をする。

日本で産業医として認定された医師は約8万人いるが、大多数が日本医師会による50時間の基礎研修受講者。自分の専門分野の診療との兼務がほとんどで、産業医としての活動時間が月平均約5時間程度という調査結果もある。

また、50人以上が働く事業所は、産業医を選任することが法律で義務づけられているが、選任しているのは4分の3にとどまる（違反者は、50万円以下の罰金）。

復職支援の分野では、一部の精神科医や心療内科医らが「うつ病リワーク研究会」を結成するなど、医療機関での支援が広がりつつある。だが所属する医療機関は50カ所程度で、需要に応えられていないのが現状だ。